

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

令和元年 11 月 7 日

香取市農業委員会  
会長 伊藤 寛

記

香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 28 年 8 月 19 日制定

平成 29 年 4 月 18 日改正

令和元年 11 月 7 日改正

## 第 1 基本的な考え方

香取市の農業は、米作農業を中心に露地野菜、施設園芸、養豚、酪農が主な農業経営体であるが、農業経営者の高齢化と後継者不足から離農者が増加している。

また、香取市の耕地は利根川流域の広大な水田地帯と下総台地上の畑地帯及び谷津田地帯に分けられており、耕地面積は 11,300ha（農林水産省耕地面積統計数値）を有しているが、谷津田地帯は圃場面積も小さく、耕作条件が良好でないことから年々遊休農地が増加している

このような現状のなかで、農地利用の最適化を図るため、人・農地プランの策定を進めて地域農業の担い手を明確にし、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止及び解消を図るため農地中間管理事業を活用しての利用調整、新規参入の促進など、農業委員会と農政担当課の連携強化を図る必要がある。

以上の観点から、香取市農業委員会は農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項により、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して、「農地等の利用の最適化」を一体的に推進するため、香取市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり

定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）の達成目標を見据えた平成 35 年（令和 5 年）までの計画とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、毎年度作成する「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

|                       | 管内の農地面積 (A)    | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (C) |
|-----------------------|----------------|------------|-------------|
| 現 状<br>(平成 3 1 年 4 月) | 1 1 , 3 0 0 ha | 5 3 1 ha   | 4 . 6 9 %   |
| 目 標<br>(令和 4 年 4 月)   | 1 1 , 3 0 0 ha | 4 6 1 ha   | 4 . 0 7 %   |

※ A の農地面積は、農林水産省耕地面積統計の数値

※ B の遊休農地面積は、利用状況調査による 1 号遊休農地及び 2 号遊休農地の合計面積

#### 【目標設定の考え方】

遊休農地面積が指針策定時に比して現状は増加したため、当初策定時の 4 6 1 h a を令和 4 年 4 月までの解消目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止と解消の具体的な取り組み方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と農地利用最適化推進委員の地区担当割りによる、農地の利用状況調査の実施と遊休農地所有者に対する農地の利用意向調査を実施する。
- 利用意向調査については、結果を着実に反映出来るよう個別訪問指導の実施と農地中間管理機構への貸付意向者には、迅速に貸付手続きを進める。

② 非農地判断について

- 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、農政担当課と連携のうえ、現況に応じた速やかな「非農地判断を」を行い、守るべき農地を明確にする。

**2. 担い手への農地利用の集積・集約化について**

(1) 担い手への農地利用集積目標

|                  | 管内の農地面積 (A) | 集積面積 (B)   | 集積率 (B/A) |
|------------------|-------------|------------|-----------|
| 現 状<br>(平成31年4月) | 11,300 ha   | 2,691.5 ha | 23.8%     |
| 目 標<br>(令和4年4月)  | 11,300 ha   | 3,390.0 ha | 30.0%     |

**【目標設定の考え方】**

指針策定時に比して現状の数値は伸び悩んでいることから、当初策定時の3,390.0 haを令和4年4月までの目標とする。

【参考】担い手の育成・確保

|                  | 総農家数<br>(うち、主業農家数) | 担い手        |          |               |                          |
|------------------|--------------------|------------|----------|---------------|--------------------------|
|                  |                    | 認定農業者      | 認定新規就農者  | 基本構想水準<br>到達者 | 特定農業団体<br>その他の集落営農<br>組織 |
| 現 状<br>(平成31年4月) | 4,029戸<br>(710戸)   | 365<br>経営体 | 8<br>経営体 | 66<br>経営体     | 0<br>経営体                 |
| 目 標<br>(令和4年4月)  | 3,853戸<br>(678戸)   | 400<br>経営体 | 7<br>経営体 | 70<br>経営体     | 1<br>経営体                 |

※「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

① 担い手への集積と「人・農地プラン」の作成及び見直しについて

農業委員及び農地利用最適化推進委員等による総合的な推進体制を整備し、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積を促進する。

並行して、認定農業者等を地域農業の中心となる経営体と位置付けて、農業集落における「人・農地プラン」の作成及び見直しについて積極的に支援する。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携して、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止及縮小を希望する高齢農家等の農地について、農地中間管理事業を活用するため農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

市内の各地域での農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を

踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また圃場条件が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規就農者、企業等を含む新規参入者の受け入れを推進して、地域の特性に応じた取り組みを推進する。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標について

|                  | 新規参入者数（個人）<br>（新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人）<br>（新規参入者取得面積） |
|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状<br>（平成31年4月） | 1人<br>（0.6ha）             | 2法人<br>（1.1ha）            |
| 目 標<br>（令和4年4月）  | 12人<br>（8.0ha）            | 12法人<br>（7.5ha）           |

#### 【目標設定の考え方】

年間目標として、新規就農者の確保を1経営体、企業参入を2経営体とし10年後の目標を合わせて170経営体とする。

しかしながら、指針策定時に比して現状の数値は思うように伸びずに在ることから、当初策定時の（個人）12人、（法人）12法人を令和4年4月までの目標とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

##### ① 新規参入者への支援について

新規参入者を「人・農地プラン」に位置付けるため、農業委員会はプランの作成、更新の支援を県及び市等の関係団体と連携しながら、積極的に推進する。

企業参入については、雇用の場の確保に繋がることから、積極的に支援する。

また、新規就農者には農業経営体育成セミナーの受講を促進するとともに、企業参入などの農業参入者についても優良な地域の担い手と判断できる場合は、同様に関係団体と連携して積極的な支援を実施する。

## ② 農業委員会へのフォローアップ活動について

農業委員会は、高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等の参入を促進する。

また、農業委員及び推進委員は、法人等を含む新規参入者の地域の受入条件の整備と態勢を図る。